

#### 4 教示について

開発許可等に際しては、行政不服審査法に基づく処分に対する審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法に基づく処分の取消訴訟の提起に関する教示が必要であるため、次のとおり教示を行うこととしている。

- ・ 法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可
- ・ 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可
- ・ 法第42条第1項ただし書きの規定による開発許可を受けた土地の公告後の建築等の特例許可
- ・ 法第43条第1項本文の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。不作為についての審査請求は、徳島県開発審査会に代えて、徳島県知事に対してすることもできます。

また、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、審査請求をすることはできません。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- ・ 法第37条第1号の規定による建築制限の特例承認
- ・ 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

・ 法第41条第2項ただし書きの規定による特例許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。不作為についての審査請求は、徳島県開発審査会に代えて、徳島県知事に対してすることもできます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 5 申請手数料

県証紙を申請書の所定の場所（場所が足りない場合は申請書の裏）に貼付して納入してください。

## 平成29年4月1日現在の手数料の額（徳島県県土整備関係手数料条例）

	開発区域の面積区分	開発目的別の手数料の額		
		自己の居住用	自己の業務用	非自己用
開 発 許 可	1000㎡未満	8,600円	13,000円	86,000円
	1000㎡以上3000㎡未満	22,000円	30,000円	130,000円
	3000㎡以上6000㎡未満	43,000円	65,000円	190,000円
	6000㎡以上1ha未満	86,000円	120,000円	260,000円
	1ha以上3ha未満	130,000円	200,000円	390,000円
	3ha以上6ha未満	170,000円	270,000円	510,000円
	6ha以上10ha未満	220,000円	340,000円	660,000円
	10ha以上	300,000円	480,000円	870,000円
開 発 変 更 許 可	下表のイ、ロ、ハの合計額。ただし、87万円を限度とする。			
	区 分	手数料の額		
	イ 開発行為に関する設計の変更区分（ロのみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発許可に要する手数料の額に十分の一を乗じて得た額		
	ロ 新たな土地が開発区域に編入される場合	開発区域に編入する土地の面積に応じ開発許可に要する手数料の額		
	ハ その他の変更	10,000円		
建 築 許 可	法第41条第2項ただし書に基づく建築許可			46,000円
	法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築許可			26,000円
	法第43条第1項の規定に基づく建築許可	1000㎡未満		6,900円
		1000㎡以上3000㎡未満		18,000円
		3000㎡以上6000㎡未満		39,000円
		6000㎡以上1ha未満		69,000円
1ha以上		97,000円		
地 位 の 承 継	自己の居住用又は自己の業務用		1ha未満	1,700円
			1ha以上	2,700円
	非自己用		17,000円	
証 明 等	開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき470円	
	証明書の交付		証明書1枚につき400円（規則第60条関係）	
			証明書1枚につき410円（規則第60条以外）	

(参考) 徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の百の項に関する主な証明について

■法令に事務根拠のある証明 (400円)

法令名	証明する事項
都市計画法 (都市計画法施行規則第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可証明</li> <li>・ 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限特例許可証明</li> <li>・ 開発区域内における建築物の新築、改築又は用途の変更許可証明</li> <li>・ 建築物の新築、改築又は用途の変更許可証明</li> <li>・ 既存宅地確認証明</li> <li>・ 都市計画法適合証明</li> </ul>
宅地建物取引業法 (宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条各号に基づく社員資格喪失証明</li> </ul>

■法令に事務根拠のない証明 (410円)

法令名	証明する事項
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認済である旨の証明</li> <li>・ 検査済証交付済である旨の証明</li> <li>・ 工事届済である旨の証明</li> <li>・ 除却届済である旨の証明</li> <li>・ 道路位置指定済である旨の証明</li> </ul>
建築士法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士事務所登録証明</li> <li>・ 二級・木造建築士登録証明</li> </ul>
宅地建物取引業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引主任者資格試験合格証明</li> </ul>
租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良宅地の認定済である旨の証明</li> </ul>
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為に関する工事の検査済の証明</li> <li>・ 公共施設に関する工事の検査済の証明</li> <li>・ 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認証明</li> </ul>
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期優良住宅建築等計画の認定済である旨の証明</li> </ul>
都市の低炭素化の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素建築物新築等計画の認定済である旨の証明</li> </ul>